

○河北郡市広域事務組合廃棄物の減量化及び適正処理等に関する規則

制定 平成16年3月1日 規則第10号

改正 平成18年4月1日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び河北郡市広域事務組合廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

(一般廃棄物処理計画の実施計画の公表)

第3条 理事会は、条例第16条に規定する一般廃棄物処理計画のうち、翌年度の事業について定める実施計画を、毎年3月31日までに公表するものとする。

(家庭系廃棄物の搬出方法)

第4条 条例第19条の規定による家庭系廃棄物の搬出のうち、容器包装廃棄物及び資源ごみ等を除く可燃性の家庭系廃棄物の搬出にあたっては、収集指定袋に収納し、当該袋の上端部をしっかりと縛らなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による粗大ごみの搬出にあたっては、当該不燃ごみに処理券を添付しなければならない。

3 前2項の規定による家庭系廃棄物以外の家庭系廃棄物の搬出については、理事会が別に定める。

(粗大ごみ)

第4条の2 条例第2条第5項に定める粗大ごみは、最大の辺若しくは径がおおむね50センチメートルを超え、又は重量がおおむね20キログラムを超えるものをいう。

(粗大ごみ処理券)

第4条の3 条例第25条の2第2項に定める粗大ごみ処理券（以下、「処理券」という。）は、再交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、既に交付した処理券が汚損、破損等の理由により使用できなくなったときは、理事会は、当該使用できなくなった処理券に記載されている事項が確認できる場合に限り、処理券を再発行することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第5条 法第7条第1項若しくは第2項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める申請書を理事会に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書（様式第1号）

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可・許可更新申請書（様式第2号）

2 法第7条の2の規定により、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可

を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書（様式第3号）を理事会に提出しなければならない。

（許可証）

第6条 理事会は、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可をしたとき及び浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可又は事業の範囲の変更の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付するものとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第4号）

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証（様式第5号）

2 許可業者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに理事会に許可証再交付申請書（様式第6号）を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（事業の廃止等の届出）

第7条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、一般廃棄物収集運搬業廃止・変更届出書（様式第7号）により行うものとする。浄化槽法第37条又は浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第8号）又は浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第9号）により行うものとする。

（許可証の返還）

第8条 許可業者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を理事会に返還しなければならない。

(1) 法第7条の3第1項の規定により許可を取り消されたとき。

(2) 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

（報告の徴収）

第9条 理事会は、法第18条の規定に基づき、様式第10号及び様式第11号に定めるところにより報告を求めるものとする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔法人にあつては、名称及び
代表者氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けたいので申請します。

事業所の所在地及び名称	
事業の範囲	
使用する車両、器材の種類及び数量	
収集・運搬の料金	
事業開始予定年月日 (許可の更新を申請する場合は、記入不要)	

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 2 事業の用に供する施設の配置図、写真及び付近の見取図
 - 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
 - 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本又は申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 5 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
 - 6 事業を的確に行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - 7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 8 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前の年における市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 9 履歴書（法人にあつては、役員）
 - 10 従業員名簿
 - 11 収集・運搬車両の車庫の写真及び付近の見取図
 - 12 収集・運搬車両の写真（斜め前及び斜め後ろ）及び車検証の写し
 - 13 その他理事会が必要と認める書類
- (注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち5、6、8、12及び13以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

様式第2号（第5条関係）

浄化槽清掃業許可・許可更新申請書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔法人にあつては、名称及び
代表者氏名〕

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の 許 可 を受けた
許可の更新

いので申請します。

事業所の所在地及び名称	
事業の範囲	
使用する車両、器材の種類及び数量	
収集・運搬の料金	
事業開始予定年月日 (許可の更新を申請する場合は、記入不要)	

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 2 事業の用に供する施設の配置図、写真及び付近の見取図
 - 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
 - 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本又は申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 5 申請者が法第36条第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
 - 6 事業を的確に行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - 7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 8 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前の年における市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 9 履歴書（法人にあつては、役員）
 - 10 従業員名簿
 - 11 収集・運搬車両の車庫の写真及び付近の見取図
 - 12 収集・運搬車両の写真（斜め前及び斜め後ろ）及び車検証の写し
 - 13 その他理事会が必要と認める書類
- (注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち5、6、8、12及び13以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

様式第3号（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更
許可申請書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔法人にあつては、名称及び
代表者氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物
収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

添付書類及び図面

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更に係る事業の用に供する施設の配置図、写真及び付近の見取図
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
- 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本又は申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 5 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 6 変更に係る事業を的確に行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 7 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 8 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前の年における市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 履歴書（法人にあつては、役員）
- 10 従業員名簿
- 11 収集・運搬車両の車庫の写真及び付近の見取図
- 12 収集・運搬車両の写真（斜め前及び斜め後ろ）及び車検証の写し
- 13 その他理事会が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

河広発許第		号
年 月 日		日
一般廃棄物収集運搬業許可証		
住所		
氏名		
様		
河北郡市広域事務組合理事長		
⑩		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。</p>		
許可年月日	年 月 日	許可番号
事業所の所在地及び名称		
事業の範囲		
許可の有効期限	年 月 日	
許可の更新・更新の状況		
条件		
<p>備考 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、河北郡市広域事務組合理事会に対し異議申立てをすることができます。</p>		

様式第5号（第6条関係）

河広発許第 号			
年 月 日			
浄化槽清掃業許可証			
住所			
氏名 様			
河北郡市広域事務組合理事長 ⑩			
浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	
事業所の所在地及び名称			
事業の範囲			
許可の有効期限	年 月 日		
許可の更新・更新の状況			
条件			
備考 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、河北郡市広域事務組合理事会に対し異議申立てをすることができます。			

様式第6号（第6条関係）

許可証再交付申請書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔法人にあつては、名称及び
代表者氏名〕

の許可証を 亡失 損傷 したので、河北郡市広域事務組合廃棄物

の減量化及び適正処理等に関する規則第6条第2項の規定により、許可証の再交付
を申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
亡失し、又は 損傷した年月日	年 月 日		
亡失し、又は 損傷した理由			
備考 損傷した場合にあつては、損傷した許可証を添付すること。			

様式第7号（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業廃止・変更届出書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔 法人にあつては、名称及び
代表者氏名 〕

年 月 日付第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業に関する以下の事項について 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容		
廃止・変更理由		
備考 廃止の場合にあつては、許可証を添付すること。		

様式第8号（第7条関係）

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔法人にあつては、名称及び
代表者氏名〕

年 月 日付第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に関する以下の
事項について変更したので、浄化槽法第37条の規定により、届け出ます。

	新	旧
変更した事項の内容		
変 更 の 理 由		
備考		

様式第9号（第7条関係）

浄化槽清掃業廃業等届出書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔法人にあつては、名称及び
代表者氏名〕

年 月 日付第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に関する以下の事項について廃業したので、浄化槽法第38条の規定により、届け出ます。

	新	旧
廃業等の内容		
廃業の理由		

備考 許可証を添付すること。

様式第11号（第9条関係）

し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書

（ 年 月分）

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長 様

住所

氏名 ⑩

〔 法人にあつては、名称及び
代表者氏名 〕

河北郡市広域事務組合廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条の規定により、つぎのとおり報告します。

区 分	収 集 状 況	
	件 数	収 集 量 (kℓ)
し 尿		
浄 化 槽 汚 泥		
合 計		
備 考		